

死亡牛(耳標のある牛)の画像確認による損害認定が可能です。

職員の現地確認を省略することにより、レンタルリングへの連絡や自己搬入するまでの時間が短縮され加入者みなさまの仕事の効率化が図れます。お手持ちのスマートフォンを使用し、下記に記載してごさいますQRコードを読み取っていただき、以下の手順で事故報告専用のLINEに写真をアップロードして下さい。

牛の死亡事故認定手順（耳標のある牛）

- ①獣医師への連絡及び獣医師の現地確認。（死亡牛の検案）
- ②耳標の写真（**10桁の番号が判別できる写真**）を撮る。
- ③耳標と頭部が映った写真を撮る。
- ④死亡牛の全身写真を撮る。
- ⑤②、③、④の写真を事故報告専用のLINEにアップロードして下さい。
- ⑥写真と個体識別情報を確認後、受付完了の連絡をLINEにてお知らせします。
- ⑦自己搬入または茨城協同食肉（レンタルリング）への連絡。
- ⑧死亡届（異動報告カード）提出。

※受付完了の連絡があるまでは、写真の保存をお願いします。

※死亡届が未提出の場合、共済金のお支払いができません。

※茨城協同食肉株式会社 下妻事業所 電話番号：0296-43-3262

※死亡届の相手先コード：027 2682 443

以上の手順でご協力をお願いします。



茨城県西農業共済組合 家畜課

住所：茨城県結城郡八千代町松本500

電話番号：0296-30-2951(直通)

FAX番号：0296-30-2920

